

調布市ホームページにおけるバナー広告の掲載に関する基準

第1 趣旨

この基準は、調布市印刷物等に掲載する有料広告の取扱いに関する要綱（平成17年調布市要綱第13号。以下「要綱」という。）に基づき、調布市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）におけるバナー広告の掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準において「バナー広告」とは、市ホームページ（英語版を除く。）から広告主が指定するホームページに直接移動させるための広告画像をいう。

第3 管理者等

市ホームページにおけるバナー広告の管理者（以下「管理者」という。）は、行政経営部広報課長とする。

2 管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広告主の募集に関すること。
- (2) 市ホームページに掲載するバナー広告の決定等に関すること。
- (3) バナー広告の掲載料の徴収等に関すること。
- (4) 前3項に掲げるもののほかバナー広告の管理に関すること。

第4 広告主の募集

管理者は、毎年2月、市報ちょうふ及び市ホームページ上において、次年度分の広告主を募集するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、バナー広告の掲載枠に余裕があるときは、管理者は、随時広告主を募集することができる。

第5 掲載の申請

市ホームページにバナー広告の掲載を希望する広告主は、要綱第8に定める広告掲載申込書により、掲載を希望する前々月の末日（土曜日・日曜日、祝日、休日、年末年始にあたる場合はその前の平日）までに管理者に申請しなければならない。ただし、管理者が適当と認める場合は、管理者の指定する日までに管理者に申請しなければならない。

第6 バナー広告の提出等

広告主は、前項の申請を行おうとするときは、管理者が指定する日までに、市ホームページに掲載を希望するバナー広告を提出しなければならない。

2 前項の規定により管理者に提出するバナー広告は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) バナー広告の大きさ： 天地60ピクセル×左右150ピクセル
- (2) バナー広告のデータ量： 8キロバイト以内
- (3) バナー広告のデータ形式： GIF形式（アニメーションGIFは不可）

第7 掲載の決定等

管理者は、第5の規定による申請を受けたときは、要綱第9に基づき、市ホームページに掲載するかどうかを決定するものとする。この場合において、広告の申込みが当該広告掲載件数を超えた場合は、抽選とする。

第8 バナー広告の掲載位置

バナー広告は、市ホームページのトップページ内において、管理者が指定する位置に掲載するものとする。

第9 バナー広告の掲載期間

バナー広告は、月の初日からその月の末日までの1か月を単位として最大12か月掲載することができる。

第10 バナー広告の掲載開始日

管理者は、掲載開始予定月の初日から掲載するものとする。ただし、掲載予定月の初日以降に第11第2項の規定による納付が確認できた場合は、当該確認ができた時から掲載するものとする。

第11 バナー広告の掲載料

バナー広告の掲載料は、1枠月額30,000円とする。

2 バナー広告の掲載料は、掲載開始予定月の前月の15日(土曜日・日曜日、祝日、休日にあたる場合はその前の平日)までに納付するものとする。ただし、管理者がやむを得ないと認める場合は、管理者が指定する日までに納付するものとする。

3 広告主は、第10ただし書の規定により、掲載開始予定月の途中から掲載が行われた場合にあっても、第1項に規定する月額的全額を支払わなければならない。

第12 広告掲載料の還付

広告の掲載期間中、市の都合により市ホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その時間に応じ次の通り広告料を還付する。ただし、システムメンテナンスの場合を除く。

| 閉鎖時間 | 還付する金額 |
|--------------|--------|
| 8時間以上12時間未満 | 500円 |
| 12時間以上24時間未満 | 1000円 |
| 以降24時間ごと | 1000円 |

第13 広告主の届出義務等

広告主は、市ホームページへのバナー広告の掲載に係る事項について変更しようとするときは、調布市ホームページバナー広告掲載変更・中止届(第1号様式(第13関係))により、速やかに管理者に届け出なければならない。バナー広告の掲載を中止しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出(市ホームページへのバナー広告の掲載に係る事項の変更の届出に限る。)があったときは、管理者は、調布市ホームページバナー広告掲載変更通知書(第2号様式(第13関係))により、当該届出をした広告主に通知するものとする。

3 広告主は、バナー広告によりリンク先として指定したホームページに事故、障害等が発生したときは、速やかに管理者に連絡し、その対応について協議しなければならない。

第14 掲載の中止及び掲載の決定の取消し

要綱第14に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者は、バナー広告の掲載を中止し、又はバナー広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主から第12の規定によるバナー広告の掲載を中止する旨の届出があったとき。
 - (2) 広告主がリンク先として指定したホームページが閉鎖されたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、バナー広告の掲載を中止し、又は決定を取り消す必要があると管理者が認めるとき。
- 2 前項の規定によりバナー広告の掲載を中止し、又はバナー広告の掲載の決定を取り消したときは、管理者は、調布市ホームページバナー広告掲載中止・取消決定通知書（第3号様式（第14関係））により掲載広告主に通知するものとする。

第15 庶務

これらに関する庶務は、行政経営部広報課において処理する。

第16 雑則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年6月1日から施行する。